

製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録を受けた皆様へ
(主たる事務所又は事業所が東京都内にある方)

都たばこ税の手続きを お願いします！



製造たばこの売渡しなどについて、東京都に申告が必要です
電子申告【eLTAX (エルタックス)】又は書面で①～③の手続きをお願いします

① 営業開始 報告 (初回のみ)

営業の開廃等の報告書を提出

提出先：東京都港都税事務所

- ※ 提出の際には、以下の2点のコピーを添付してください
 - ・「登記事項証明書」(法人の場合)又は「住民票の写し」(個人の場合)
 - ・特定販売業又は卸売販売業の「登録済通知書」又は「承継届出書」
- ※ 書面の場合は、提出用・入力用の2枚を提出してください



eLTAX
又は
書面



② 申告 (毎月)

1か月分の製造たばこの売渡し本数について 申告書・受払い報告書(別表含む)を提出

提出先：東京都港都税事務所
提出期限：翌月末日

- ※ 書面の場合は、提出用・入力用の2枚を提出してください



eLTAX
又は
書面



③ 納付 (毎月)

納付すべき税額がある場合は eLTAX又は最寄りの金融機関で納付

- ※ eLTAXによる電子納税は、②の申告をeLTAXで行った方のみ利用できます



eLTAX
又は
金融機関



手続きに必要な書類の
様式・記載例はこちら ▶
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/kakusyuyoshiki/shomei/z14>



eLTAX (電子申告等) の
ご利用についてはこちら ▶
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/eltax>



主たる事務所又は事業所が東京都外にある方は、所在地の道府県にお問い合わせください



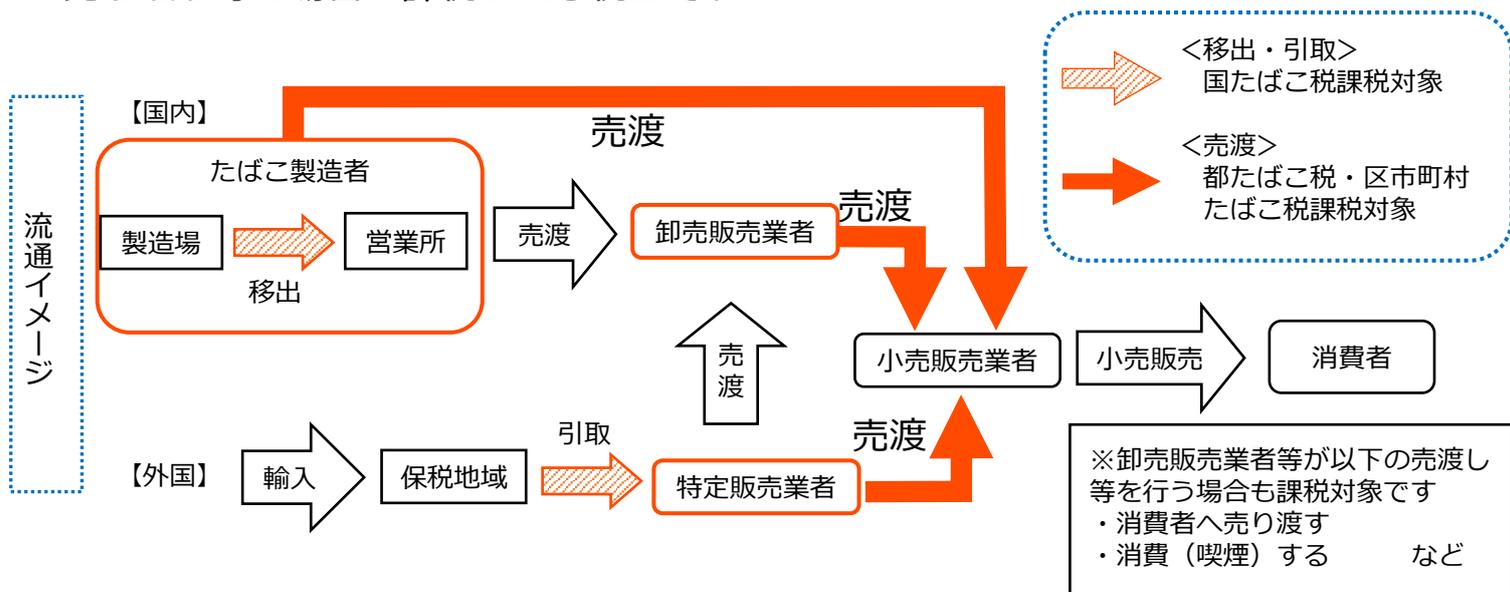
◆手続きについてのお問い合わせ先◆
東京都主税局 課税部 課税指導課 個人事業税班 (都たばこ税担当)
電話 03(5388)2956 (直通)

◆申告書等・営業の開廃等の報告書についての提出先◆
〒106-8560 東京都港区麻布台3-5-6
東京都港都税事務所 事業税課 個人事業税班 (都たばこ税担当)

 東京都主税局

1 都たばこ税とは

卸売販売業者等が東京都内の小売販売業者に製造たばこ（輸入たばこを含む）を売り渡す等の場合に課税される税金です



2 申告する必要がある方（納税義務者）

- ① 製造たばこの製造者
- ② 特定販売業者（輸入業者）
- ③ 卸売販売業者
- ④ 卸売販売業者等とみなされる者
(輸出用に買受けた製造たばこを小売販売業者もしくは消費者等に売渡し又は消費等を行った輸出業者)

①～③を「卸売販売業者等」といいます。



3 納める額

課税標準数量（紙巻たばこの本数） × 税率 = 税額（円）

紙巻たばこ以外の製造たばこは紙巻たばこの本数に換算します

1,000本につき1,070円
(令和3年10月以降)

4 申告の期限

毎月末日

5 申告の方法

- 1か月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに申告納付します
- 主たる事務所又は事業所が東京都内に所在している卸売販売業者等は、申告納付すべき税額及び課税標準数量がない場合も、東京都に申告書等を提出する必要があります

詳細は、東京都主税局ホームページ内の「都たばこ税」ページをご覧ください
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/leisure/cigar>



◀ 詳細はこちら